

ミッケが解説!

市税条例が一部改正

～互いに支え合う社会のために～

教育や福祉の充実、水道や道路の整備、産業振興など、私たちの生活を維持するために必要な税金。その負担は、所得などの状況に配慮しながら、公平に分かち合うことが重要です。ここでは、その趣旨の下、一部改正する市税条例について紹介します。

問合せ 税制課 ☎213-5200 FAX213-5220



主な改正内容は
次の3つ!

個人市民税の減免対象の
拡大(3年度～)

国の制度改正に伴い、市では個人市民税の減免措置について、所得要件を10万円引き上げ、ひとり親を追加し、対象を拡大します。

<減免の対象範囲(一部抜粋)>

対象	減免割合	所得要件(その他要件有)
障害のある方、寡婦、ひとり親、被離された方	5割	総所得金額等の合計額 $\leq$ 145万円(改正前:135万円) +扶養親族等の人数 $\times$ 30万円
失業中の方	5割、全部	総所得金額等の合計額 $\leq$ 160万円(改正前:150万円) +扶養親族等の人数 $\times$ 30万円 ※全部減免の場合は、下線が110万円(改正前:100万円)

例えば ひとり親(子ども1人)の自営業の方で、前年の総所得金額等が170万円の場合

▶改正前:170万円 $>$ 135万円+1人 $\times$ 30万円 **減免対象外**

▶改正後:170万円 $<$ 145万円+1人 $\times$ 30万円 **減免対象**

働き方の多様化などに伴う国の制度改正がきっかけ。一定の所得を基準に、自営業の方やひとり親などに減免対象が広がるよ

個人市民税の減免措置の
廃止(6年度～)

所得割の納税義務がない方や少額所得の方に対する市独自の減免措置について、地方税法の趣旨に則り、6年度から廃止します。

<廃止される減免措置>

所得割の納税義務がない方に対する減免	個人市民税額は、均等割と所得割により算出。所得割の納税義務がない方に対して、均等割額の全額を減免。 ※6年度から均等割額年5600円が課税されます。
少額所得の方に対する減免	所得金額が40万円(3年度から50万円)以下の方に対して、均等割額の5割、所得割額の3割を減免。 ※6年度から最大年4300円の負担増となります。

※所得割とは、所得の金額に応じてかかる税金。均等割は、所得の金額にかかわらず一律の税金。

対象は、例えばこんな方/

所得割のかからない方



○夫婦・子ども2人の4人世帯で、給与収入256万円～271万6000円(所得161～172万円)



○年金受給(65歳以上)の夫婦世帯で、年金収入211～222万円(所得91～102万円)

少額所得の方



単身者(配偶者や扶養親族がない方)で、
○給与収入100～105万円(所得35～40万円)
○年金収入(65歳以上)155～160万円(所得35～40万円)

※減免が適用されている方には、3年7月頃に個別にお知らせします。



個人市民税の課税状況を基礎としている福祉施策の利用料金等については、市民の皆様に急激な負担増とにならないよう、6年度以降に一定期間の経過措置を設けるなどの対策を検討していきます。

法人市民税(法人税割)の
超過課税の延長(3年度～)

産業振興やインフラ整備に活用することを目的に、法人市民税の法人税割の税率を標準税率の6.0%から8.2%とする特別措置を実施。その適用期限を5年延長(8年3月31日まで)します。

【対象】資本金などの額が3億円超又は法人税額が1600万円超の法人

市内企業が納めた税金は、幹線道路の整備や企業立地の促進などに役立てられているです。「京都企業みやこの感謝づくり税」という名称が新たに付いたんですよ!



都市計画道路(亀川東線)の整備



市内への企業立地の促進(高度集積地区「らくなん新都」)